

内灘町の給与・定員管理等について

1 総括

(1) 人件費の状況（普通会計決算）

区 分	住民基本台帳人口 (令和6年1月1日)	歳 出 額 A	実質収支	人 件 費 B	人件費率 B / A	(参考) 令和4年度の人件費率
令和 5年度	人 26,030	千円 12,089,076	千円 128,096	千円 1,888,799	% 15.6	% 16.6

(2) 職員給与費の状況（普通会計決算）

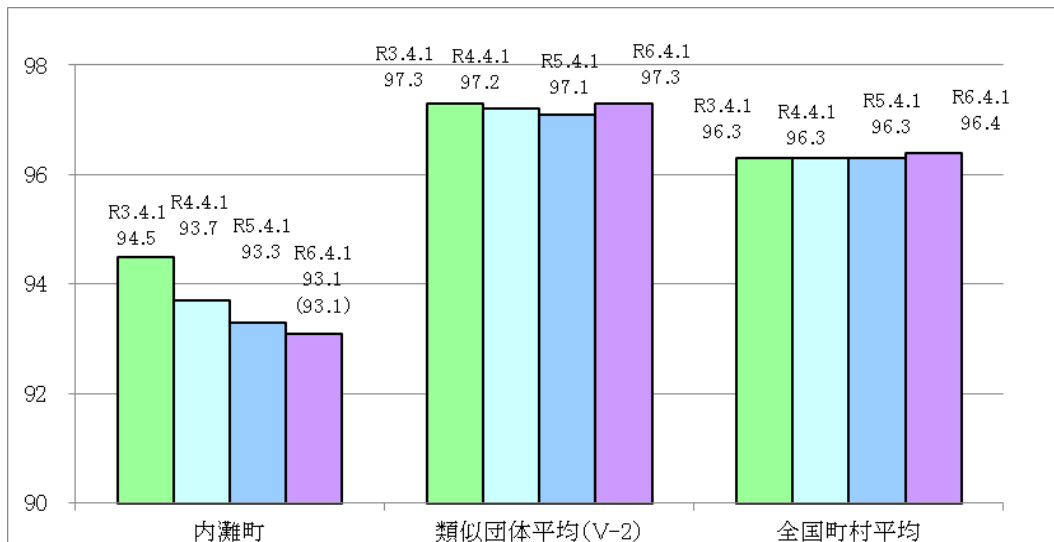
区 分	職員数 A	給 与 費				(参考)一人当た り給与費 B / A	(参考)類似団 体平均一人当 たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 182	千円 601,365	千円 170,591	千円 243,134	千円 1,015,090	千円 5,577	千円 5,777

(注) 1 職員手当には退職手当を含まない。

2 職員数については、令和5年4月1日現在の人数である。また、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）、定年前再任用短時間勤務職員及び会計年度任用職員を含まない。

3 給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

(3) ラスパイレス指数の状況



(注) 1 ラスパイレス指数とは、全地方公共団体の一般行政職の給料月額を同一の基準で比較するため、国の職員数（構成）を用いて、学歴や経験年数の差による影響を補正し、国の行政職俸給表（一）適用職員の俸給月額を100として計算した指数。

2 () 書きの数値は、地域手当補正後ラスパイレス指数を指す。地域手当補正後ラスパイレス指数とは、地域手当を加味した地域における国家公務員と地方公務員の給与水準を比較するため、地域手当の支給割合を用いて補正したラスパイレス指数。

(補正前のラスパイレス指数 × (1 + 当該団体の地域手当支給割合) / (1 + 国の指定基準に基づく地域手当支給割合) により算出。)

3 類似団体平均とは、人口規模、産業構造が類似している団体のラスパイレス指数を単純平均したものである。

※ 令和6年4月1日のラスパイレス指数が、①3年前に比べ1ポイント以上上昇している場合、②3年連続で上昇している場合、③100を超えている場合について、その理由及び改善の見込み

—

4 ラスパイレス指数（地域手当補正後ラスパイレス指数を含む）の算出に当たっては、60歳に達した日後の最初の4月1日以後に支給される給料月額について、本来の給料月額の7割水準に設定される職員を除いている。

(4) 給与制度の総合的見直しの実施状況について

【概要】国の給与制度の総合的見直しにおいては、俸給表の水準の平均2%の引下げ及び地域手当の支給割合の見直し等に取り組むとされている。

①給料表の見直し

[実施 未実施]

実施内容（平均引下げ率、実施（実施予定）時期、経過措置の有無等具体的な内容（未実施の場合には、その理由））

（給料表の改定実施時期）平成27年4月1日

（内容）一般行政職の給料表について、国の見直し内容を踏まえ、平均1.6%引下げ、激変緩和のため、3年間（平成30年3月31日まで）の経過措置（現給保障）を実施。

※国は俸給表を10級まで使用しているが、内灘町では6級までの使用のため、平均見直し率が国よりも低くなっている。

②地域手当の見直し

実施内容（国基準における場合の支給割合及び当該団体の支給割合）

（支給割合）国基準3%に対し、内灘町においても3%を支給。見直し前後で変更なし。

③その他の見直し内容

管理職員特別勤務手当について、国と同様に見直しを実施。（平成27年4月1日実施）

(5) 特記事項

なし

2 職員の平均給与月額、初任給等の状況

(1) 職員の平均年齢、平均給料月額及び平均給与月額の状況（令和6年4月1日現在）

一般行政職

区 分	平均年齢	平均給料月額	平均給与月額	平均給与月額 (国比較ベース)
内灘町	39.2 歳	287,000 円	370,120 円	321,665 円
石川県	42.3 歳	322,951 円	430,218 円	356,264 円
国	42.1 歳	323,823 円	—	405,378 円
類似団体	41.3 歳	306,955 円	371,835 円	340,734 円

(注) 1 「平均給料月額」とは、令和6年4月1日現在における職種ごとの職員の基本給の平均である。

2 「平均給与月額」とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当、地域手当、住居手当、時間外勤務手当などのすべての諸手当の額を合計したものであり、地方公務員給与実態調査において明らかにされているものである。

また、「平均給与月額（国比較ベース）」は、比較のため、国家公務員と同じベース（＝時間外勤務手当等を除いたもの）で算出している。

(2) 職員の初任給の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		内 灘 町	石 川 県	国
一般行政職	大 学 卒	196,200 円	196,700 円	196,200 円
	高 校 卒	166,600 円	167,000 円	166,600 円

(3) 職員の経験年数別・学歴別平均給料月額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		経験年数10年	経験年数15年	経験年数20年	経験年数25年
一般行政職	大 学 卒	256,950 円	297,050 円	348,867 円	372,700 円
	高 校 卒	—	—	—	—

※個人情報保護の観点から、対象となる職員数が1人又は2人の場合は、当該箇所を「アスタリスク（*）」としている。その他、数値のない欄については、すべて「ハイフン（—）」としている。

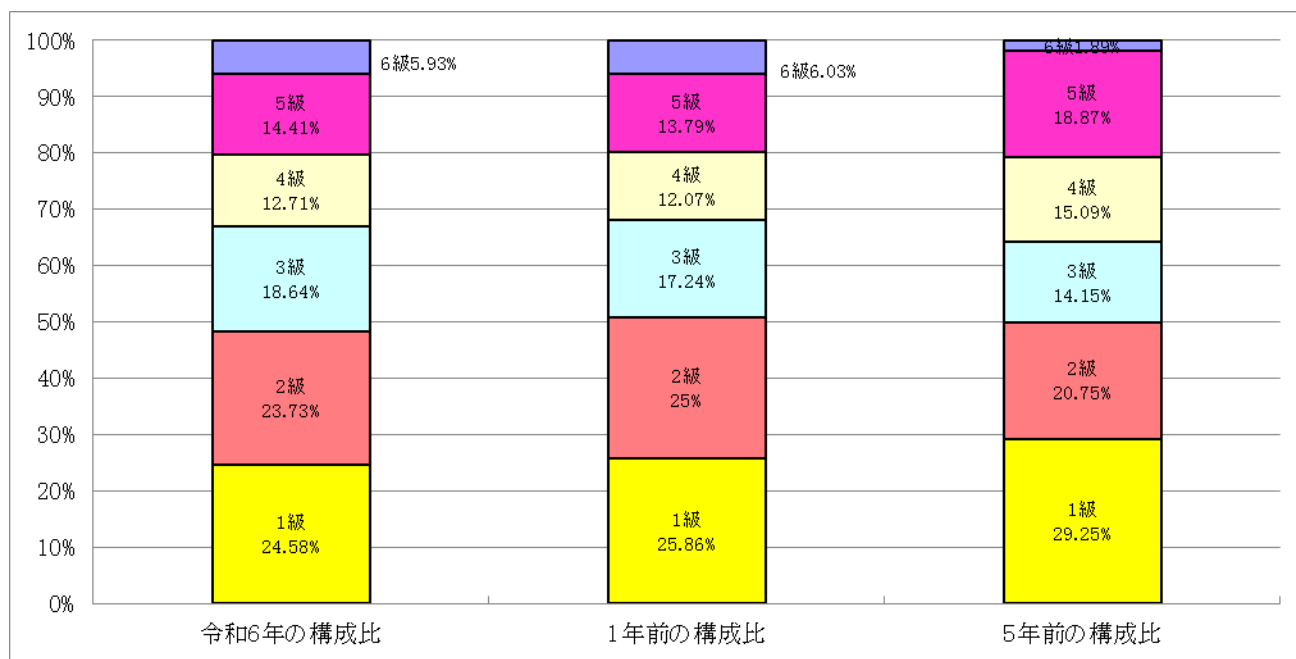
3 一般行政職の級別職員数等の状況

(1) 一般行政職の級別職員数及び給料表の状況（令和6年4月1日現在）

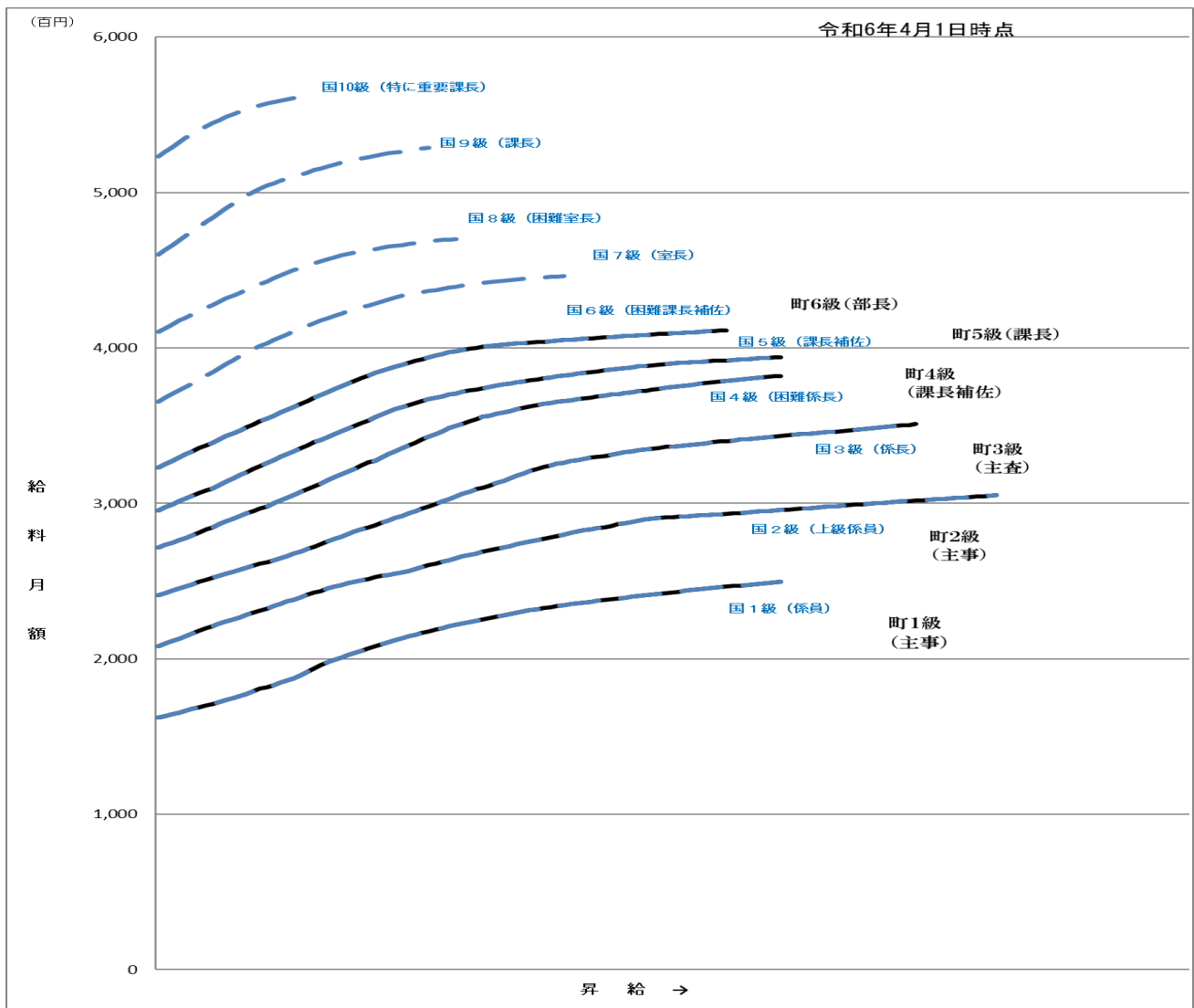
区 分	標準的な職務内容	職員数	構成比	1号給の 給料月額	最高号給の 給料月額
6 級	部 長	7 人	5.93 %	323,100 円	411,300 円
5 級	課 長	17 人	14.41 %	295,400 円	394,000 円
4 級	課 長 補 佐	15 人	12.71 %	271,600 円	382,000 円
3 級	総 括 主 査 ・ 主 査	22 人	18.64 %	240,900 円	351,000 円
2 級	主 事	28 人	23.73 %	208,000 円	305,200 円
1 級	主 事	29 人	24.58 %	162,100 円	249,400 円

（注）1 内灘町の給与条例に基づく給料表の級区分による職員数である。

2 標準的な職務内容とは、それぞれの級に該当する代表的な職務である。



(2) 国との給料表カーブ比較表（行政職（一））（令和6年4月1日現在）



(3) 昇給への人事評価の活用状況（一般行政職）（内灘町）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ. 人事評価を活用している	○		○	
活用している昇給区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分	昇給可能な区分	昇給実績がある区分
上位、標準、下位の区分	○		○	○
上位、標準の区分				
標準、下位の区分				
標準の区分のみ（一律）		○		
ロ. 人事評価を活用していない				
活用予定時期				

4 職員の手当の状況

(1) 期末手当・勤勉手当

内 灘 町	石 川 県	国
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,331 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,633 千円	—
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務の級3級～6級 5～15%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 15～25%	（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 ・役職加算 5～20% ・管理職加算 10～25%

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

○勤勉手当への人事評価の活用状況（一般行政職）

令和6年度中における運用	管理職員		一般職員	
イ．人事評価を活用している	○		○	
活用している成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率	支給可能な 成績率	支給実績が ある成績率
上位、標準、下位の成績率	○		○	○
上位、標準の成績率		○		
標準、下位の成績率				
標準の成績率のみ（一律）				
ロ．人事評価を活用していない				
活用予定時期				

(2) 退職手当（令和6年4月1日現在）

内 灘 町			国		
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	（支給率）	自己都合	応募認定・定年
勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分	勤続20年	19.6695 月分	24.586875 月分
勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分	勤続25年	28.0395 月分	33.27075 月分
勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分	勤続35年	39.7575 月分	47.709 月分
最高限度	47.709 月分	47.709 月分	最高限度	47.709 月分	47.709 月分
その他の加算措置			その他の加算措置		
・定年前早期退職特例措置 2～20%加算 （退職時特別昇給 無）			・定年前早期退職特例措置 2～45%加算		
1人当たり平均支給額 6,136 千円					

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

(3) 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		20,989 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		106,006 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
内 灘 町	3 %	198 人	3 %

(4) 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和5年度決算）			1,113 千円
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）			41 千円
職員全体に占める手当支給職員の割合（令和5年度）			19.3 %
手当の種類（手当数）			3 種
手当の名称	主な支給対象職員	主な支給対象業務	左記職員に対する支給単価
用地交渉業務に従事する職員の特殊勤務手当	公共用地の取得等のために行う交渉業務で、町長が困難であると認めるものに従事した職員	困難な用地交渉	<u>日額 300円</u>
感染症防疫作業に従事する職員の特殊勤務手当	感染症が発生し又は発生するおそれのある場合において、感染症の病原体の附着した物件若しくは附着の危険がある物件の処理作業に従事した職員又は感染症の病原体の防疫作業に従事した職員	感染症防疫作業	<u>日額 300円</u>
行旅死亡人等の取扱いに従事する職員の特殊勤務手当	行旅死亡人の取扱いに従事した職員又は生活保護法の適用を受けている者が死亡した場合において、遺留金品の整理及び納骨に従事した職員	行旅死亡人等の遺留金品の整理納骨	<u>1件につき 3,000 円</u>
消防救急業務等に従事する職員の特殊勤務手当	1.火災現場に出動し、消火作業に従事した職員 2.救急現場に出動し、救急業務に従事した職員 3.救助現場に出動し、救助活動に従事した職員 4.その他災害現場に出動し、災害活動に従事した職員		<u>それぞれ出動1回につき 300 円</u> (救急救命士の資格を有する者が救急救命士法第2条第1項に規定する救急救命処置を行った場合は、500円)

(5) 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	57,441 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	434 千円
支給実績（令和4年度決算）	39,836 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	346 千円

（注） 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む

(6) その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ その他の扶養親族 6,500円 ・ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算額) 5,000円	同	無	16,514 千円	242,852 円
住 居 手 当	○ 借家・貸間 ・ 家賃月額27,000円以下 家賃月額－16,000円 ・ 家賃月額27,000円を超え61,000円未満 (家賃月額－27,000円) × 1/2 + 11,000円 ・ 家賃月額61,000円以上 28,000円	同	無	9,431 千円	230,035 円
通 勤 手 当	○ 片道2km未満 支給なし ○ 交通機関等利用者 運賃相当額 (支給限度額 55,000円) ○ 自動車等の利用者(月額) - 片道5km未満 2,000円 - 片道5km以上10km未満 4,200円 - 片道10km以上15km未満 7,100円 - 片道15km以上20km未満 10,000円 - 片道20km以上25km未満 12,900円 - 片道25km以上30km未満 15,800円 - 片道30km以上35km未満 18,700円 - 片道35km以上40km未満 21,600円 - 片道40km以上45km未満 24,400円 - 片道45km以上50km未満 26,200円 - 片道50km以上55km未満 28,000円 - 片道55km以上60km未満 29,800円 - 片道60km以上 31,600円	同	無	7,886 千円	50,549 円
管理職手当	・ 部長 68,000円 ・ 担当部長 68,000円	—	—	30,132 千円	538,071 円

	・課長 54,000円 ・担当課長 54,000円 ・副参事 36,000円 ・課長補佐（相当職含む） 31,500円				
休日勤務手当	休日において、正規の勤務時間中に勤務することを命ぜられた職員 1時間当たり給与額の 135/100	—	—	10,859 千円	92,813 円
夜間勤務手当	正規の勤務時間として、午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務する職員 1時間当たり給与額の 25/100	—	—	1,322 千円	50,584 円
宿日直手当	勤務1回につき 4,400円	同	無	1,918 千円	23,113 円
管理職員特別勤務手当	管理職手当を支給されている職員が臨時又は緊急の必要その他の公務の運営の必要により、週休日又は休日等に勤務した場合 1回につき12,000円を超えない範囲内	—	—	8,196 千円	146,357 円

5 特別職の報酬等の状況（令和6年4月1日現在）

区 分		給 料		月 額 等		
給 料	町 長 副 町 長	813,000 円 662,000 円	(参考) 類似団体における最高／最低額			
			920,000 円／ 592,000 円 760,000 円／ 530,000 円			
報 酬	議 長	420,000 円	499,000 円／ 252,000 円			
	副 議 長	368,000 円	430,000 円／ 202,000 円			
	議会運営委員長	356,000 円	—			
	常 任 委 員 長	356,000 円	—			
	議 員	350,000 円	400,000 円／ 174,000 円			
期 末 手 当	町 長	(令和5年度支給割合)				
	副 町 長	3.400 月分				
	議 副 議 長 副 議 長 員	(令和5年度支給割合)				
退 職 手 当	町 長 副 町 長	(算定方式)		(1期の手当額)	(支給時期)	
		100分の583.7×給与月額(6月平均)×勤続期間(年)		18,981,924 円	任期ごと	
		100分の303.7×給与月額(6月平均)×勤続期間(年)		8,041,976 円	任期ごと	
	備 考					

（注）退職手当の「1期の手当額」は、4月1日現在の給料月額及び支給率に基づき、1期（4年＝48月）勤めた場合における退職手当の見込額である。

6 職員数の状況

(1) 部門別職員数の状況と主な増減理由

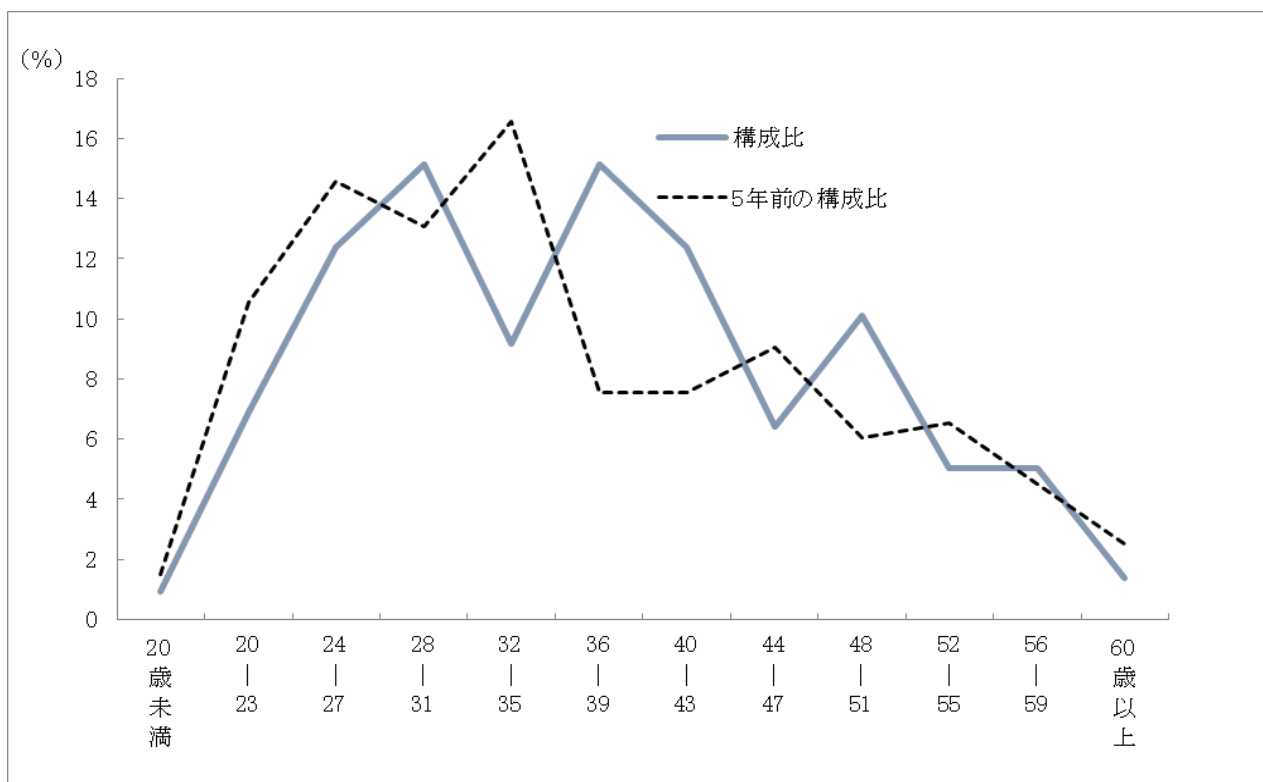
(各年4月1日現在)

部 門		職 員 数		対 前 年 増 減 数	主 な 増 減 理 由
		令和5年	令和6年		
普 通 会 計 部 門	一 般 行 政 部 門	3	3	0	総務一般部門増員 その他の社会福祉施設部門増員 市町村保健センター等施設部門増員 観光部門減員 都市公園部門減員
	議 会	37	40	3	
	総 務	14	14	0	
	税 務	41	46	5	
	民 生	11	13	2	
	衛 生	0	0	0	
	労 働	4	4	0	
	農 林 水 産	7	6	-1	
	商 工	11	10	-1	
	土 木 (建 設)				
公 営 企 業 等	計	128	136	8	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 52.25 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 53.56 人)
	教 育 部 門	19	18	-1	社 会 教 育 一 般 部 門 減 員
	消 防 部 門	35	37	2	消 防 部 門 増 員
	小 計	182	191	9	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 73.38 人 (類似団体の人口1万当たりの職員数 67.22 人)
公 営 企 業 等	水 道	5	5	0	国 保 部 門 減 員
	下 水 道	5	5	0	
	そ の 他	18	17	-1	
合 計	小 計	28	27	-1	
	合 計	210 [250]	218 [250]	8 [0]	< 参 考 > 人口1万当たり職員数 83.75 人

(注) 1 職員数は一般職に属する職員数である。

2 []内は、条例定数の合計である。

(2) 年齢別職員構成の状況（令和6年4月1日現在）



区 分	20歳 未 満	20歳 ～ 23歳	24歳 ～ 27歳	28歳 ～ 31歳	32歳 ～ 35歳	36歳 ～ 39歳	40歳 ～ 43歳	44歳 ～ 47歳	48歳 ～ 51歳	52歳 ～ 55歳	56歳 ～ 59歳	60歳 以 上	計
職員数	人 2	人 15	人 27	人 33	人 20	人 33	人 27	人 14	人 22	人 11	人 11	人 3	人 218

(3) 職員数の推移

（単位：人・％）

部 門 別	年 度	平成 31 年	令和 2 年	令和 3 年	令和 4 年	令和 5 年	令和 6 年	過去 5 年間 の増減数（率）
一 般 行 政		123	127	126	127	128	136	13（10.6％）
教 育		18	20	19	19	19	18	0（0.0％）
消 防		34	33	34	34	35	37	3（8.8％）
普 通 会 計 計		175	180	179	180	182	191	16（9.1％）
公 営 企 業 等 会 計 計		24	25	26	26	28	27	3（12.5％）
総 合 計		199	205	205	206	210	218	19（9.5％）

（注）各年における定員管理調査において報告した部門別職員数。

7 公営企業職員の状況

(1) 水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 544,310	千円 13,268	千円 19,545	% 3.6	% 3.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 12,613 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 4	千円 15,257	千円 2,606	千円 6,358	千円 24,221	千円 6,055	千円 6,118

- (注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。
2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。
3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

② 職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和 6 年 4 月 1 日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
内 灘 町	34.9 歳	264,354 円	487,812 円
団 体 平 均	45.8 歳	337,221 円	508,691 円

- (注) 1 基本給とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・地域手当の合算である。
2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。
3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

内 灘 町	市町村（政令指定都市を除く）平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,272 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,506 千円
(令和5年度支給割合) 期末手当 2.45 月分 勤勉手当 2.05 月分 (1.375)月分 (0.975)月分	
(加算措置の状況) 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職務の級 3級～6級 5～15%	

(注) ()内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

内 灘 町			市 町 村（政令指定都市を除く）平均
（支給率）	自己都合	応募認定・定年	
勤続 20 年	19.6695 月分	24.586875 月分	
勤続 25 年	28.0395 月分	33.27075 月分	
勤続 35 年	39.7575 月分	47.709 月分	
最高限度	47.7090 月分	47.709 月分	
その他の加算措置			
・定年前早期退職特例措置（退職時特別昇給 無）			2～20% 加算
1人当たり平均支給額		* 千円	1人当たり平均支給額 11,058 千円

（注）1 退職手当の 1 人当たり平均支給額は、令和 5 年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		485 千円	
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		97,064 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
内 灘 町	3 %	5 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和 6 年 4 月 1 日現在）

支給実績（令和5年度決算）	令和5年度 支給実績なし
支給職員 1 人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,105 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	276 千円
支給実績（令和4年度決算）	640 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	213 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

2 職員 1 人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の 4 月 1 日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支 給 実 績 (令和5年度決算)	支給職員1人当たり 平均支給年額 (令和5年度決算)
扶 養 手 当	・ 配偶者 6,500円 ・ 子 10,000円 ・ その他の扶養親族 6,500円 ・ 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子(1人につき加算額) 5,000円	同	無	240 千円	240,000 円
住 居 手 当	○ 借家・貸間 ・ 家賃月額23,000円以下 ※家賃は10,000円を超えるもの 家賃月額－12,000円 ・ 家賃月額23,000円を超え54,000円未満 (家賃月額－23,000円) ×1/2 + 11,000円 ・ 家賃月額55,000円以上 27,000円	同	無	0 千円	0 円
通 勤 手 当	○ 片道2km未満 支給なし ○ 交通機関等利用者 運賃相当額 (支給限度額 55,000円) ○ 自動車等の利用者(月額) - 片道5km未満 2,000円 - 片道5km以上10km未満 4,200円 - 片道10km以上15km未満 7,100円 - 片道15km以上20km未満 10,000円 - 片道20km以上25km未満 12,900円 - 片道25km以上30km未満 15,800円 - 片道30km以上35km未満 18,700円 - 片道35km以上40km未満 21,600円 - 片道40km以上45km未満 24,400円 - 片道45km以上50km未満 26,200円 - 片道50km以上55km未満 28,000円 - 片道55km以上60km未満 29,800円 - 片道60km以上 31,600円	同	無	95 千円	47,500 円

管理職手当	・ 部長 68,000円 ・ 担当部長 68,000円 ・ 課長 54,000円 ・ 担当課長 54,000円 ・ 副参事 36,000円 ・ 課長補佐（相当職含む） 31,500円	—	—	680 千円	680,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務 時間中に勤務することを命 ぜられた職員 1時間当たり給与額の 135/100	—	—	46 千円	22,893 円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当を支給されてい る職員が臨時又は緊急の必 要その他の公務の運営の必 要により、週休日又は休日 等に勤務した場合 1回につき12,000円を超えない範囲内	—	—	0 千円	0 円

(2) 下水道事業

① 職員給与費の状況

ア 決算

区 分	総費用 A	純損益又は 実質収支	職員給与費 B	総費用に占める 職員給与費比率 B / A	(参考) 令和4年度の総費用に占 める職員給与費比率
令和 5年度	千円 968,579	千円 -18,078	千円 27,202	% 2.8	% 2.6

(注) 資本勘定支弁職員に係る職員給与費 9,622 千円を含まない。

区 分	職員数 A	給 与 費				一人当たり 給与費 B/A	(参考) 下水道事業平均 一人当たり給与費
		給 料	職員手当	期末・勤勉手当	計 B		
令和 5年度	人 5	千円 18,469	千円 4,132	千円 7,747	千円 30,348	千円 6,070	千円 6,023

(注) 1 職員手当には退職給与金を含まない。

2 職員数については、令和 6 年 3 月 31 日現在の人数である。

3 職員数及び給与費については、任期付短時間勤務職員、暫定再任用職員（短時間勤務）及び定年前再任用短時間勤務職員の給与費が含まれているが、会計年度任用職員の給与費は含まれていない。

イ 特記事項

なし

職員の平均年齢、基本給及び平均月収額の状況（令和6年4月1日現在）

区 分	平均年齢	基本給	平均月収額
内 灘 町	37.0 歳	291,549 円	503,770 円
団 体 平 均	44.5 歳	334,536 円	501,579 円

（注）1 基本給とは、給料月額と毎月支払われる扶養手当・地域手当の合算である。

2 平均月収額には、期末・勤勉手当等を含む。

3 平均年齢の団体平均は、会計年度任用職員を含んで算出している。

③ 職員の手当の状況

ア 期末手当・勤勉手当

内 灘 町	市町村（政令指定都市を除く）平均
1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,549 千円	1人当たり平均支給額（令和5年度） 1,489 千円
（令和5年度支給割合） 期末手当 勤勉手当 2.45 月分 2.05 月分 （1.375）月分 （0.975）月分	
（加算措置の状況） 職制上の段階、職務の級等による加算措置 職 務 の 級 3 級 ～ 6 級 5 ～ 15 %	

（注）（ ）内は、暫定再任用職員に係る支給割合である。

イ 退職手当（令和6年4月1日現在）

内 灘 町	市町村（政令指定都市を除く）平均
（支給率） 自己都合 応募認定・定年 勤続20年 19.6695 月分 24.586875 月分 勤続25年 28.0395 月分 33.27075 月分 勤続35年 39.7575 月分 47.709 月分 最高限度 47.7090 月分 47.709 月分 その他の加算措置 ・定年前早期退職特例措置 2～20%加算 （退職時特別昇給 無） 1人当たり平均支給額 ー 千円	1人当たり平均支給額 4,406 千円

（注）1 退職手当の1人当たり平均支給額は、令和5年度に退職した職員に支給された平均額である。

2 「応募認定・定年」のうち「定年」には、定年退職及び定年引上げ前の定年年齢に達した日以後その者の非違によることなく退職した場合を含む。

ウ 地域手当（令和6年4月1日現在）

支 給 実 績（令和5年度決算）		601 千円	
支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）		120,209 円	
支給対象地域	支給割合	支給対象職員数	国の制度（支給割合）
内 灘 町	3 %	5 人	3 %

エ 特殊勤務手当（令和6年4月1日現在）

支給実績（令和5年度決算）	令和5年度
---------------	-------

支給職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	支給実績なし
--------------------------	--------

オ 時間外勤務手当

支給実績（令和5年度決算）	1,451 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和5年度決算）	484 千円
支給実績（令和4年度決算）	1,479 千円
職員1人当たり平均支給年額（令和4年度決算）	370 千円

（注）1 時間外勤務手当には、休日勤務手当を含む。

- 2 職員1人当たり平均支給額を算出する際の職員数は、「支給実績」と同じ年度の4月1日現在の総職員数（管理職員、教育職員等、制度上時間外勤務手当の支給対象とはならない職員を除く。）であり、短時間勤務職員を含む。

カ その他の手当（令和6年4月1日現在）

手 当 名	内容及び支給単価	国の制度との異同	国の制度と異なる内容	支給実績 （令和5年度決算）	支給職員1人当たり 平均支給年額 （令和5年度決算）
扶養手当	- 配偶者 6,500円 - 子 10,000円 - その他の扶養親族 6,500円 - 満16歳の年度初めから満22歳の年度末までの子（1人につき加算額） 5,000円	同	無	540 千円	270,000 円
住居手当	○借家・貸間 ・家賃月額23,000円以下 ※家賃は10,000円を超えるもの 家賃月額－12,000円 ・家賃月額23,000円を超え54,000円未満 （家賃月額－23,000円）×1/2 ＋11,000円 ・家賃月額55,000円以上 27,000円	同	無	269 千円	268,800 円
通勤手当	○片道2km未満 支給なし ○交通機関等利用者 運賃相当額 （支給限度額 55,000円） ○自動車等の利用者（月額） - 片道5km未満 2,000円 - 片道5km以上10km未満 4,200円 - 片道10km以上15km未満 7,100円 - 片道15km以上20km未満 10,000円 - 片道20km以上25km未満 12,900円 - 片道25km以上30km未満 15,800円 - 片道30km以上35km未満	同	無	245 千円	61,200 円

	18,700円 片道35km以上40km未満 21,600円 片道40km以上45km未満 24,400円 片道45km以上50km未満 26,200円 片道50km以上55km未満 28,000円 片道55km以上60km未満 29,800円 片道60km以上 31,600円				
管理職手当	・部長 68,000円 ・担当部長 68,000円 ・課長 54,000円 ・担当課長 54,000円 ・副参事 36,000円 ・課長補佐（相当職含む） 31,500円	—	—	1,026 千円	513,000 円
休日勤務手当	休日において、正規の勤務 時間中に勤務することを命 ぜられた職員 1時間当たり給与額の 135/100	—	—	30 千円	9,877 円
管理職員特別 勤務手当	管理職手当を支給されてい る職員が臨時又は緊急の必 要その他の公務の運営の必 要により、週休日又は休日 等に勤務した場合 1回につき12,000円を超えない範囲内	—	—	0 千円	0 円